

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高浜市は、自立支援給付及び地域生活支援事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高浜市長

## 公表日

平成27年7月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付及び地域生活支援事業関係事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に基づき自立支援の給付及び地域生活支援事業の支給に関する事務を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①障害福祉サービスに関する申請の受理、支給決定、支給に関する事務。 ②補装具費の支給に関する申請の受理、支給決定、支給に関する事務。 ③自立支援医療費の支給に関する申請・変更の受理、支給決定、支給に関する事務。 ④障害支援区分の認定、変更に関する事務。 ⑤地域生活支援事業に関する申請の受理、支給決定、支給に関する事務。
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス受給者台帳情報ファイル、自立支援医療(更生・育成・精神通院)受給者台帳情報ファイル、補装具台帳情報ファイル、日常生活用具台帳情報ファイル、地域生活支援サービス受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第1の第84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] 番号法第19条第7号、番号法別表第2の108, 109, 110の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 [情報提供の根拠] 番号法第19条第7号、番号法別表第2の第16, 26, 56の2, 57, 87, 116の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12, 19, 30, 31, 44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険・障がいグループ
②所属長	介護保険・障がいグループリーダー 竹内 正夫
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高浜市 福祉部 介護保険・障がいグループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高浜市 福祉部 介護保険・障がいグループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

